

(情報公開) 来客閲覧用

- ・ 運輸安全マネジメント(令和6年度)
- ・ 行政処分等の状況(過去3年間)
- ・ 安全情報(直近分)
- ・ 組織体制図
- ・ 内部監査の状況結果
- ・ 安全に関する教育の実施状況
- ・ 安全管理規定 / 安全統括管理者の選任状況

有限会社あいら交通

令和6年4月13日作成

令和6年度「運輸安全マネジメント」

●事故防止のための安全方針

- ・「安全輸送は全社の宝・社会の宝」 ・「安全運行は社会的使命」
- ・「乗務時および運行管理に係る関係法令また社内規則を守る」
- ・「安全確保の為に管理体制は継続的に改善を図る」

●社内への周知方法

- ・「安全方針」を従業員に配布するとともに社内掲示する。
- ・点呼時等に習慣化する。

●安全方針に基づく目標

令和6年度の安全目標

- ・「対人事故・車内事故の0を目指す」 「一時停止の徹底」
- ・「飲酒運転・速度超過」の撲滅 「シートベルト着用の呼びかけ」
- ・乗務時の携帯電話不使用・管理の徹底

●目標達成のための計画

令和6年度の安全計画

- ・安全教育計画 : ヒヤリハット映像やKYTを活用した教育
- ・安全確保の為に投資計画 : 一体型デジタコや自動点呼ロボの研究および導入
- ・他

●輸送の安全に関する情報交換方法

- ・定期的に運行の安全に関する意見交換会を開催する。

●輸送の安全に関するチェック体制

- ・内部監査は令和6年12月を予定。問題点については改善を図る

●反省事項に対する改善方法

・内部チェックにより把握した改善方法を社内に掲示する。

●安全に関する目標達成状況(最終)

令和5年度のもの (令和5年4月1日～令和6年3月31日)

目 標	結 果	目 標 達 成 状 況
対人事故 0 件	0 件	達成の結果 達成されている
飲酒チェック否 0 件	0 件	達成の結果 達成されている
速度超過撲滅 0 件	0 件	達成の結果 達成されている
他交通違反検挙 0 件	0 件	達成の結果 達成されている

●事故に関する情報(～R6/3/31 まで)

令和5年度 (令和5年4月1日～令和6年3月31日)

重大事故 発生件数	0 件	有責の	無
事故の種類	<input type="checkbox"/> 衝突	<input type="checkbox"/> 転覆	<input type="checkbox"/> その他
衝突の状況	-		
人身事故(有責)	0 件		
車内事故(有責)	0 件		
運行中の故障事故	0 件		
自損事故 (単独)	0 件		

内部チェック一覧

(最終チェック)

〔 実施日 令和 6 年 4 月 5 日 〕

	周 知 度
事故防止のための安全方針	優 ・ 良 ・ 可 ・ 不可
社内への周知方法	優 ・ 良 ・ 可 ・ 不可
安全方針に基づく目標	優 ・ 良 ・ 可 ・ 不可
目標達成のための計画	優 ・ 良 ・ 可 ・ 不可
安全に関する情報交換方法	優 ・ 良 ・ 可 ・ 不可
安全に関する反省事項	優 ・ 良 ・ 可 ・ 不可
反省事項に対する改善方法	
次年度についても目標が達成されるよう引き続き社内周知啓発等を行なう	
安全にかかわる些細な情報も得ることが出来るような社内の	
雰囲気づくりに努める。	

(輸送の安全の為に講じた措置および講じようとする措置)

①	職業運転者であることを意識させ、普段から他の模範となる運転を心がけさせる指導を行う。 (飲酒・携帯・スマートフォン 関係の指導)
②	日常点検の徹底、運行前点呼の徹底(健康状態)
③	運行記録計の運行後点検を徹底し、問題があれば指導を行なう。
④	車両整備について 違和感があれば躊躇なく外部業者に点検を依頼する
⑤	ヒヤリハット情報・事故動画教材を活用した安全教育を積極的に行う。
⑥	外部研修などに積極的に参加させる

令和 6 年 4 月 5 日

提 案 者 佐 藤 英 明

九運鹿分第1357号
令和6年2月20日

有限会社 あいら交通
代表取締役 佐藤 一義 殿

九州運輸局鹿児島運輸支局長



自動車運送事業者監査の実施について(通知)

道路運送法第94条第4項の規定に基づき、標記監査を下記のとおり実施する。

記

1. 監査対象営業所等

- ・事業者名 有限会社 あいら交通
- ・事業の種類 一般貸切旅客自動車運送事業
- ・営業所の名称 本社営業所
- ・営業所の位置 鹿児島県始良市東餅田1018-7

2. 実施日

令和6年2月20日(火)

3. 監査員

- | | |
|----------------------|-------|
| 九州運輸局鹿児島運輸支局 運輸企画専門官 | 梶田 豊滋 |
| 九州運輸局鹿児島運輸支局 運輸企画専門官 | 藤本 晃英 |

4. 監査立会者等

代表者又は営業所の責任者、運行管理者、運行管理業務を行っている運行管理補助者、運行管理者資格者証の交付を受けている者及び整備管理者の立会をお願いします。

5. 監査提示書類

別紙のとおり

行政処分の状況について

令和6年2月20日、
九州運輸局による一般監査が行われ、警告を含めた行政処分はありませんでした。

※令和6年3月31日現在（過去5年間）において
行政処分歴はありません。

一般貸切自動車運送事業者安全情報報告書

補足説明

確定処理日	令和 5 年 12 月 26 日
報告年度	令和4 年度
主たる事務所住所	鹿児島県始良市東餅田1018-7
事業者名	有限会社 あいら交通
会社設立年度（西暦）	1991 年度
代表者名	佐藤一義
役職名	代表取締役
一般貸切旅客自動車運送事業許可年度（西暦）	1991 年度
許可に付された条件の内容	—
自動車車庫の箇所数	1 箇所
休憩・仮眠室の箇所数	1 箇所
届出運賃・料金種別	公示運賃
バス協会等への加入状況	加入済 未加入
協会等名称	日本バス協会（都道府県バス協会） 日本撮影車輛協会 その他 （注）「貸賃バス・タクシー協会」、「島根県旅客自動車協会」に加入している事業者は「日本バス協会（都道府県バス協会）」
担当者氏名	佐藤英明
担当者連絡先	0995-66-2306
営業所名	本社営業所
営業所の所在都道府県名	鹿児島県

保有車両に関する情報

	車両数	年式（年）（西暦）		平均車齢	ドライブレコーダー 搭載車両 導入台数	デジ
		最古	最新			
大型	2 台	1999 年	2004 年	21.6 年	2 台	
中型	2 台	1993 年	1998 年	28.0 年	2 台	
小型	3 台	1995 年	2017 年	18.3 年	3 台	
任意保険	対人保険		千円	無制限		
	対物保険		千円	無制限		

人員体制に関する情報

運転者	雇用形態別	正規		正規雇用以外		合計	
		人数	平均給与月額	人数	平均給与月額	人数	平均給与月額
		4 人	235,000 円	3 人	183,000 円	7 人	
	平均給与額の水準	B		D			
	社会保険等加入者	健康保険	6 人	厚生年金	6 人	労災保険	77 人
	平均勤続年数	9 年					

運行管理者及び整備管理者に係る情報

	運行管理者	運行管理補助者	整備管理者
運行管理者及び整備管理者の人数	33 人	1 人	2 人
うち他業務（運転者等）の兼任者数	1 人	1 人	1 人

輸送の安全にかかわる情報の伝達体制その他の組織体制

情報の伝達方法	その他
緊急時における乗務員からの報告方法	電話
業務実施体制の適否	○

輸送の安全にかかわる教育及び研修の実施状況

	運転者	運行管理者	整備管理者
教育年間実施回数	12 回	2 回	1 回
研修年間実施回数	2 回	2 回	1 回

輸送の安全にかかわる内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び構じようとする措置

内部監査の実施	各種規定等の確立	関係法令等への適合	PDCAサイクルの有効性
内部監査実施の回数	1回	1回	1回
指摘有無	無	無	無
指摘措置	—	—	—

事故件数

	営業所	全国
死亡事故件数	0件	0件
重傷事故件数	0件	0件
軽傷事故件数	0件	0件
物損事故件数	0件	0件
事故報告書提出件数	1件	1件
健康起因事故件数	0件	0件
走行キロ	53,252.0 Km	53,252.0 Km
走行10万キロ当たりの重大事故件数	1.9件	1.9件

行政処分に対する事業の改善状況

事業の改善報告	<input type="radio"/>
---------	-----------------------

外部機関による安全性チェックの活用状況に係る情報

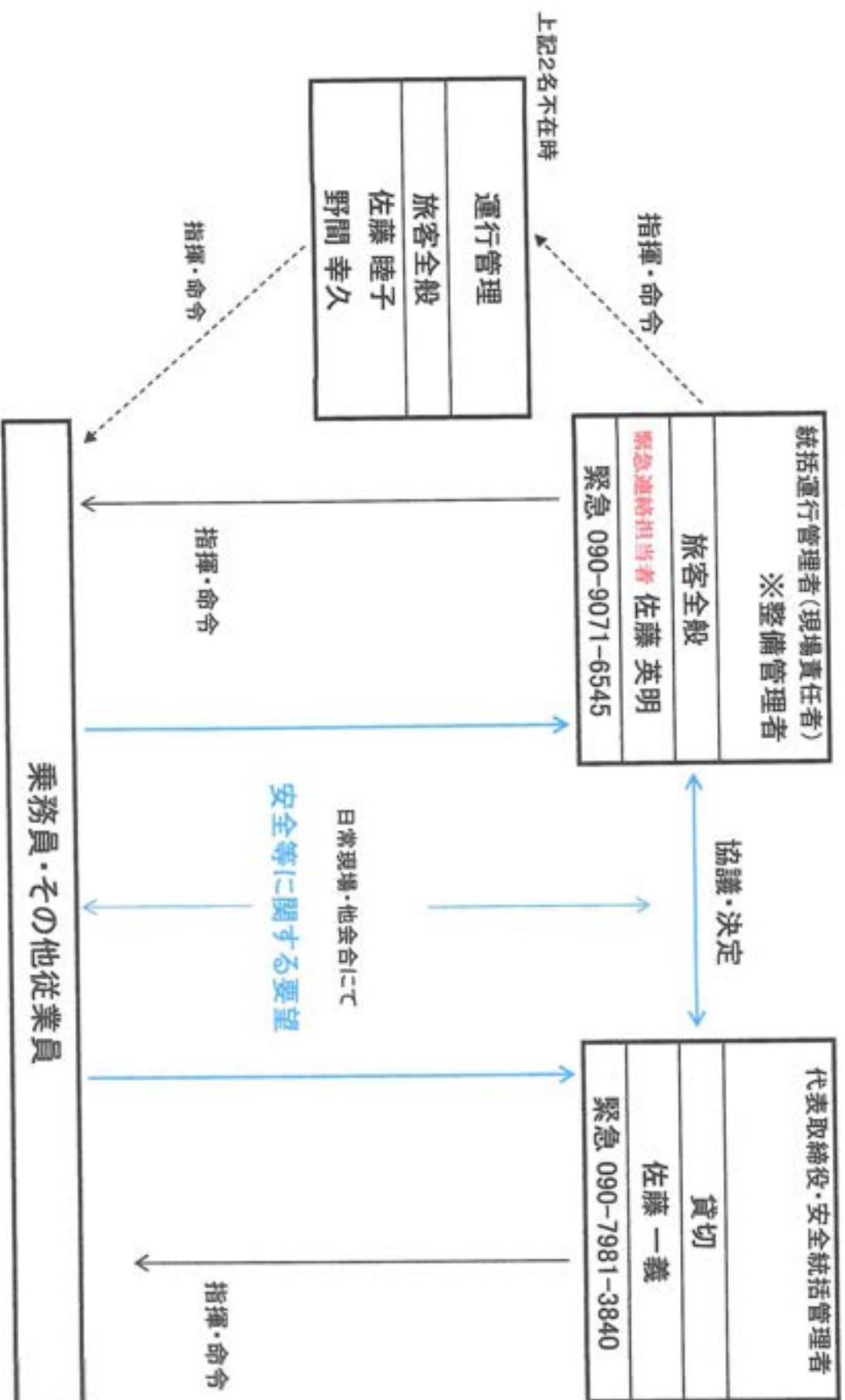
民間認定機関における運輸安全マネジメント評価 (直近3年間)	<input checked="" type="checkbox"/>
民間認定機関における運輸 安全マネジメントセミナー(直近3年間)	<input type="radio"/>

運輸安全マネジメントに関する情報

安全管理規定の届出年月日(西暦)	2013年10月1日
安全統括管理者	代表取締役
選任年月日(西暦)	2017年6月13日
輸送の安全に関する基本的な方針の作成の実施の有無	<input type="radio"/>
輸送の安全に関する基本的な方針の公表の実施の有無	<input type="radio"/>
輸送の安全に関する目標の有無	<input type="radio"/>
輸送の安全に関する目標の達成状況	<input type="radio"/>

閉じる

組織体制図



※安全管理体制に係る 内部監査 ※ R5年度

「安全管理の取組状況の自己チェックリスト」

代表者（経営者）又は安全統括管理者等は、以下のチェックリストを活用し、少なくとも年に1回、安全目標の達成状況や安全管理の取組状況を点検しましょう。また、チェックリストは記録・保管し、次回のチェックの際、前回との比較を行いましょ。

内部監査実施者 佐藤英明

前回点検日	R4	年12月10日
点検日	R5	年11月30日

	自己点検チェックポイント	判定	特記事項
1	代表者（経営者）は、法令を守ること、安全を最優先とすることなどの考え方を盛り込んだ安全方針を作っている。	○	
2	代表者（経営者）及び安全統括管理者は、安全方針を事業者内部に周知している。	○	
3	代表者（経営者）及び安全統括管理者は、安全方針を実現するため、1年ごとに安全目標を定め、その目標を達成するための具体的な取組計画を作っている。	○	
4	安全運行（運航）に努め、安全目標を達成している。	○	
5	重大事故が発生した場合の対応方法を決めている。	○	
6	ハザードマップ等を活用してリスク評価を行った上、自然災害が発生した場合の対応方法（防災の基本方針を含む。）を決めている。	○	
7	代表者（経営者）は、安全に必要な設備の更新・整備や人員の配置等を行っている。	○	
8	安全統括管理者は、その職務を把握し、社員・職員を指揮・指導し、安全目標の達成に向けた取組を積極的に行っている。	○	
9	安全統括管理者は、代表者（経営者）との連絡を密にし、輸送の安全に関する情	○	

	自己点検チェックポイント	判定	特記事項
	報を集め、代表者（経営者）に報告している。		
10	安全統括管理者は、安全管理の実施体制における各自の責任・役割を明確に定めている。	○	
11	事業者は、安全管理の実施体制における各自の責任・役割は周知している。	○	
12	事業者内部において、輸送の安全に関する定期的な話し合いを行っている。	○	
13	代表者（経営者）は、社員・職員と直接話す機会を作り、安全に関する指示・指導をしたり、社員・職員から意見・要望を聴いたりしている。	○	
14	旅客又は荷主等から輸送の安全に関する意見・要望を収集している。	○	
15	関係法令や事業者で定める規則を遵守して、安全運行している。	○	
16	安全管理・運行（運航）管理に関する事業者で定める規程が適切に管理されている（必要な部署への配付・保管、改廃手続きの適切な実施と表示）。	○	
17	安全運行（運航）に必要な教育・訓練を定期的実施している。	○	
18	代表者（経営者）や安全統括管理者等は、外部が主催する運輸安全マネジメントに関する研修等に参加している（事業者内部の教育の受講も含む）。	○	
19	17の教育・訓練等の実施状況を記録している。	○	
20	事故が発生した場合、代表者（経営者）まで事故の情報が現場から報告されるようになっている。	○	
21	発生した事故の再発防止策を考え、実行している。	○	

	自己点検チェックポイント	判定	特記事項
22	ヒヤリ・ハット情報を集め、事故防止に活用している。	○	
23	他の事業者の事故事例などを集め、事業者自らの事故防止に活用している。	○	
24	緊急通報・連絡先を少なくとも1年ごとに 見直し、電話番号等に変更がないかどうか確認 をしている。	○	
25	21 から 24 の実施状況を記録している。	○	
26	事故が発生した場合、必要な報告を国土交通省 にしている。(報告が必要な場合)	—	
27	代表者(経営者)は、自然災害が発生した場合の 対応方法(防災の基本方針を含む。)を自ら又は 安全統括管理者に指示するなどして、社内に周知 している。	○	
28	自然災害等が発生した場合の対応方法等について、 必要に応じて、想定シナリオを作成し情報伝達 訓練や机上シミュレーション等の訓練を実施して いる。	○	
29	代表者(経営者)は、少なくとも年に1回は安全の 確保に向けた取組状況(安全目標、安全目標達成 に向けた取組、安全管理の取組体制、情報の伝達 体制、事故防止策、教育・訓練等)を点検し、問 題があれば改善している。	○	
30	29 の実施状況を記録している。	○	

※ 実施している場合は『判定』欄に○、実施していない場合は×を記入すること。

※ 『特記事項』欄には、自社で行っている取組の概要や取組が困難な理由・問題、前回のチェック時から改善した点などを記入すること。

業務の一部を外部委託している場合は、少なくとも年に1回、以下の項目について、安全管理の取組状況を点検しましょう。

	自己点検チェックポイント	判定	特記事項
1	委託先事業者の輸送の安全を阻害すること（長時間の拘束、運賃・料金等の不当な据え置き等）をしないようにしている。	—	該当なし。
2	安全方針、安全目標が委託先事業者に周知されている。	—	：
3	委託した管理業務に適用される管理の方法とその取組内容を委託先事業者に明らかにしている。	—	：
4	委託先事業者に安全管理体制の構築・改善を要請・指導している。	—	：
5	委託先事業者の安全方針、安全目標が委託元事業者の安全方針、安全目標を踏まえたものとなっている。	—	：
6	委託先事業者と相互の連絡体制の構築、情報の共有がされている。	—	：
7	委託した管理業務の実施状況を定期的に点検し、必要な改善を行っていることを確認している。	—	：
8	7の実施状況を記録していることを確認している。	—	：

安全の確保の状況の点検の結果判明した問題とその解決のため対応した状況		
判明した問題	実施日	解決のため対応した状況

以上の通り報告を
受けました。

R6年12月6日

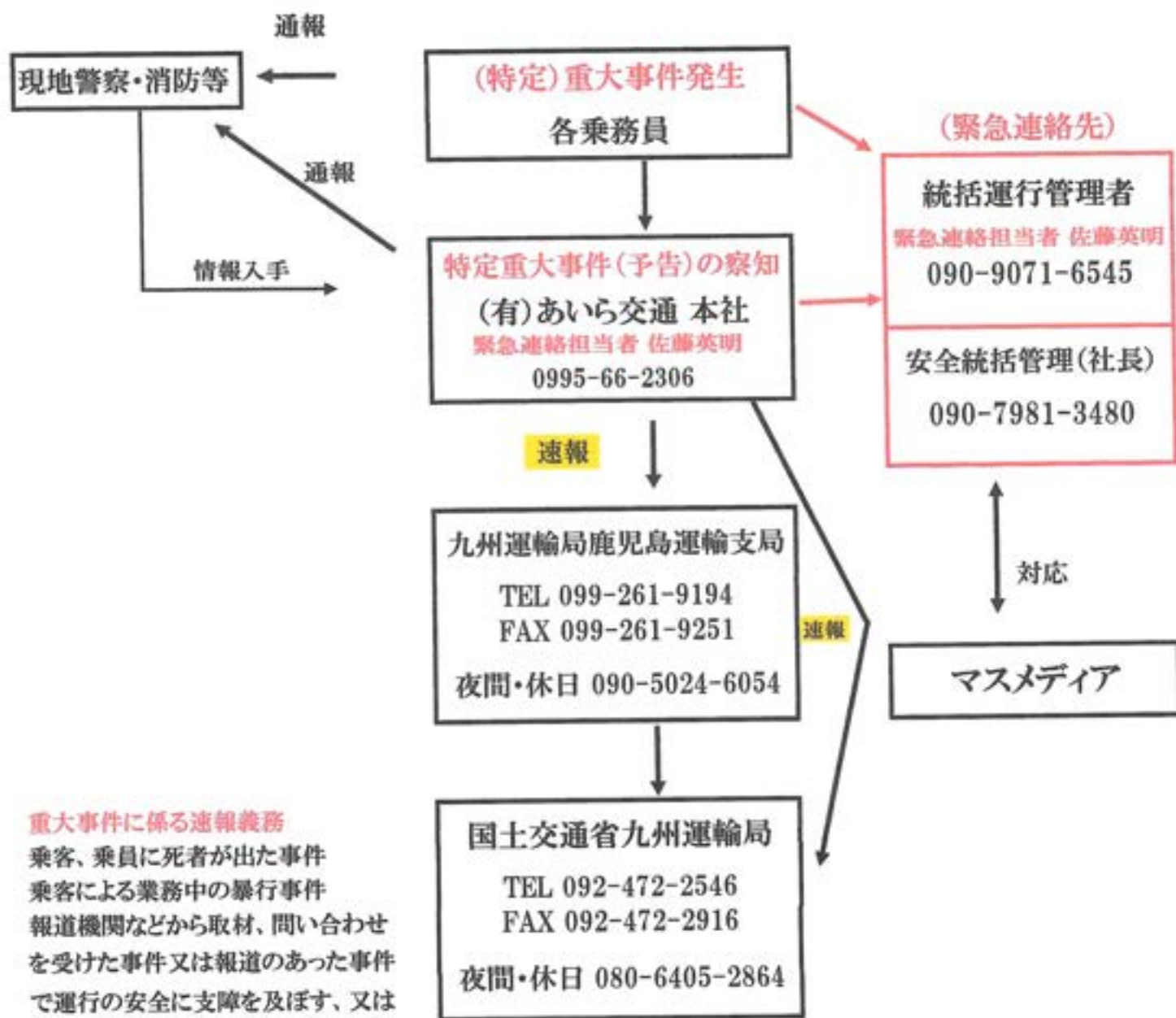
署名：(代表者又は安全統括管理者等)

有限会社 あいら交通
代表取締役 佐藤一義



自動車運送事業に係る重大な事件等(予告を含む)に関する情報の緊急連絡体制図

有限会社 あいら交通



重大事件に係る速報義務

乗客、乗員に死者が出た事件
乗客による業務中の暴行事件
報道機関などから取材、問い合わせを受けた事件又は報道のあった事件で運行の安全に支障を及ぼす、又は及ぼす恐れがあるもの

特定重大事件(予告を含む)に係る速報義務 ※直ちに

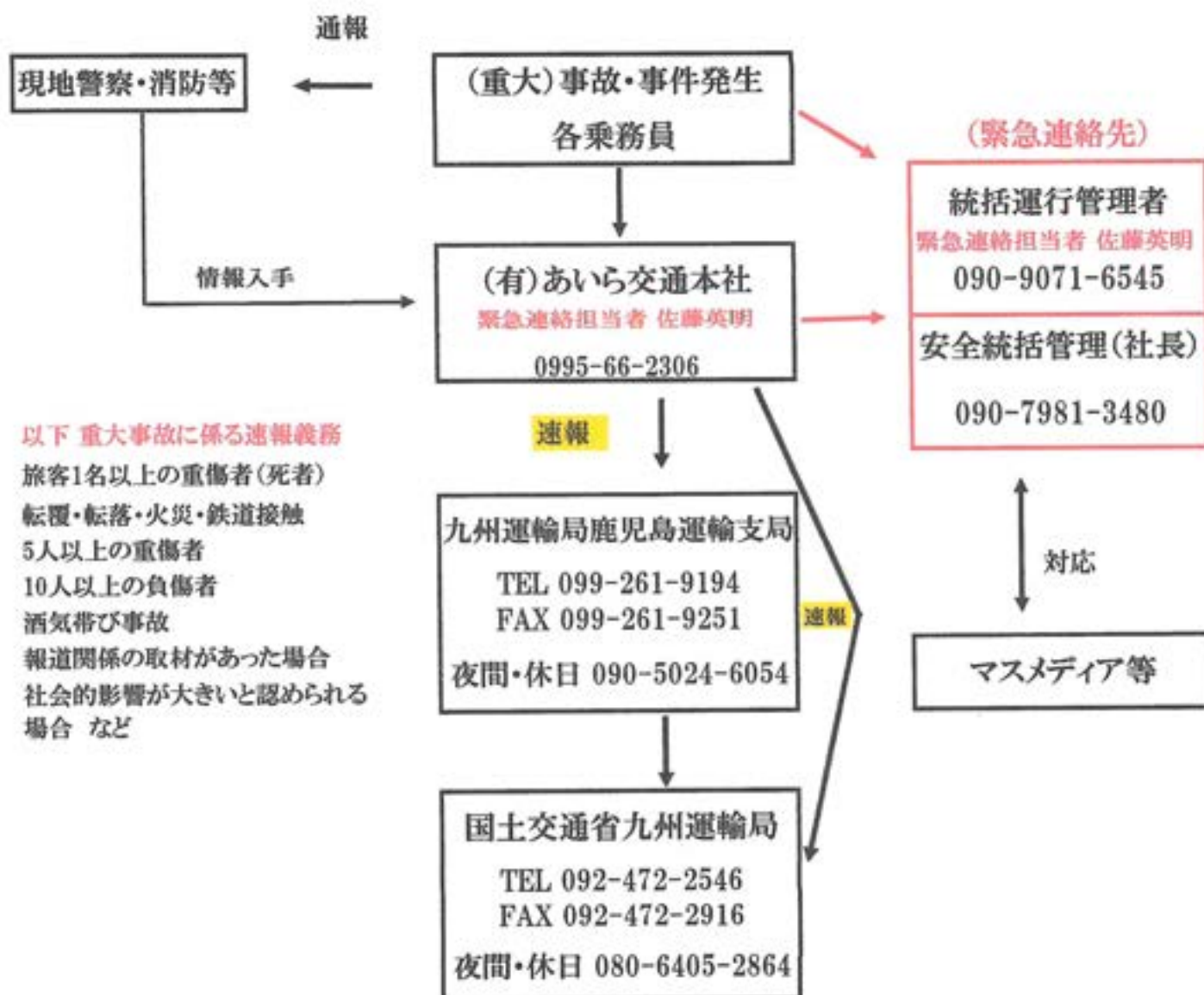
バスジャック
施設の不法占拠
爆弾又はこれに類するものの爆発
核・放射性物質、生物剤または化学剤の散布

※連絡方法・様式・詳細については別紙マニュアルを参照

基本的に全ての速報事案について、とりあえずの第一報を速やかに支局窓口へ連絡する

自動車運送事業に係る重大な事故に関する情報の緊急連絡体制

有限会社 あいら交通



※連絡方法・様式・詳細については別紙マニュアルを参照

基本的に全ての速報事案について、とりあえずの第一報を速やかに支局窓口へ連絡する

令和5年度について下記内容の教育を実施しました

実施月	教育内容
4月	<p>1、事業用自動車を運手する心構え 事業用自動車の運行の安全・旅客の安全の確保・他の運転者の模範となるべく 為の教育 春の交通安全運動について（重点実施事項の周知）</p>
5月	<p>2、事業用自動車の運行の安全及び旅客の安全を確保する為に遵守する べき基本事項について 道路運送法および交通ルールの理解および安全運行の方法</p>
6月	<p>4、乗車中の旅客の安全を確保する為に留意すべき事項について シートベルト着用の呼びかけ 11、異常気象時における対処方法 梅雨時期の安全運転について・適切な車間距離の確保・</p>
7月	<p>5、旅客が乗降するときの安全を確保する為に留意すべき事項について 乗降口の扉の開閉時による事故防止 駐車・停車禁止区域の再確認</p>
8月	<p>6、主として運行する路線若しくは経路及び営業区域における道路 交通状況の把握 14、ドライブレコーダーを装着している自動車の運転者への記録を利用した指導</p>
9月	<p>13、安全性の向上を図る為の装置を備える貸切バスの適切な運転方法 ※ASVなど装備された車両に乗務する者 12、非常用信号用具、非常口、消火器の取り扱い ※秋の交通安全運動について</p>
10月	<p>8、運転者の運転適正に応じた安全運転について 適性診断の結果に基づいた個々の運転者の特性の自覚を促す</p>
11月	<p>7、危険の予測および回避方法について 事業用自動車の運転に関して生ずる様々な危険について、危険予知訓練および 危険回避の方法</p>
12月	<p>10、健康管理の重要性について 疾病に起因する交通事故の事例および健康診断による生活習慣病の改善を図る指導 過労の防止・睡眠不足の防止について 年末年始輸送安全総点検について</p>
1月	<p>9、交通事故に関わる運転者の生理的・心理的要因とその対処法について 過労・飲酒等生理的要因ならびに慣れ・過信運転による集中力の欠如による影響</p>
2月	<p>3、事業用自動車の構造上の特性について 車高・視や・死角・内輪差および制動距離等の確認 車両火災の予防（電装品ショート、エンジンルーム内の残留物）</p>
3月	<p>※ 個々の年間教育項目実施の確認、未実施項目の実施</p>
その他	<p>14、ドライブレコーダーを装着している自動車の運転者への記録を利用した 指導（運転特性に応じた安全運転・ヒヤリハット共有）</p>

次の者は当社の社員であり、事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にあり、かつ、旅客自動車運送事業運輸規則第47条の5の要件を備える者であることを証します。

住所 鹿児島県始良市東餅田 1018-7
有限会社 あいら交通
代表取締役 佐藤 一義



選任した安全統括管理者：佐藤 一義

社内での役職：代表取締役社長 統括運行管理者

(1)安全統括管理者に選任した佐藤 一義は次の業務に通算して三年以上従事の経験を有しています。

<input checked="" type="checkbox"/> イ	事業用自動車の運行の安全の確保に関する業務
<input checked="" type="checkbox"/> ロ	事業用自動車の点検及び整備の管理に関する業務
<input checked="" type="checkbox"/> ハ	イ又はロに掲げる業務その他の輸送の安全の確保に関する業務を管理する業務

(該当するものに○をつける)

部署	主な業務	在職期間
本社営業所	貸切バス事業全般	平成3年4月 ~
		~

平成25年10月1日

九州運輸局長 殿

住 所 鹿児島県姶良市東餅田1018-7
名 称 有限会社 あいら交通
代表者名 佐 藤 一 義

安全管理規程設定届出書

このたび、安全管理規程を設定したので、道路運送法第22条の2第1項及び旅客自動車運送事業運輸規則第47条の3の規定に基づいて下記のとおり届け出いたします。

記

- 1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者氏名
住 所 鹿児島県姶良市東餅田1018-7
名 称 有限会社 あいら交通
代表者名 佐 藤 一 義
- 2 実施予定日
平成25年10月1日

添付書類 1 設定した安全管理規程

有権会社 あいら交通 安全管理規程

目次

- 第一章 総則
- 第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針
- 第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制
- 第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

第一章 総 則

(目的)

第一条 この規定（以下「本規定」という。）は、道路運送法第二十二条及び第二十九条の三の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第二条 本規程は、当社の旅客自動車運送事業に係る業務活動に適用する。

第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

(輸送の安全に関する基本的な方針)

第三条 社長は、輸送安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また安全に関する現場の声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。

2 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行し、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

(輸送の安全に関する重点施策)

第四条 前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- 一 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び本規定に定められた事項を遵守すること。
- 二 輸送に安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
- 三 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。
- 四 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、必要な伝達、共有すること。
- 五 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを的確に実施すること。

(輸送の安全に関する目標)

第五条 第三条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

(輸送の安全に関する計画)

第六条 前条に掲げる目標を達成するため、第四条に規定する重点施策ごとに、輸送の安全を確保するため必要な計画を作成する。

第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制
(社長等の責務)

第七条 社長は、輸送の安全の確保についての最終的な責任を有する。

- 2 経営トップは、輸送の安全を確保するため、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。
- 3 経営トップは、輸送の安全の確保に関する安全統括管理者の意見を尊重する。
- 4 経営トップは、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

(社内組織)

第八条 次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を的確に行う。

- 一 安全統括管理者
 - 二 運行管理者
 - 三 整備管理者
 - 四 その他必要な責任者
- 2 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統は、安全統括管理者の不在時、重大な事故、災害等の発生時を含め、別に定める組織図による。

(安全統括管理者の選任及び解任)

第九条 取締役のうち旅客自動車運送事業運輸規則第四十七条の五に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。

- 2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することになったときは、当該管理者を解任する。
 - 一 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
 - 二 心身の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
 - 三 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認怠る等により安全統括管理者かその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(安全統括管理者の責務)

第十条 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

- 一 全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
- 二 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
- 三 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を作成し、及び実施すること。
- 四 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
- 五 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、及び必要に応じて随時、内部監査を行い、経営トップに報告すること。
- 六 経営トップ等に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な意見を述べる等改善措置を講じること。
- 七 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
- 八 整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理すること。
- 九 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育又は研修を行うこと。
- 十 その他輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第十一条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成するため、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第十二条 経営トップと現場や運行管理者と運転者等との双方向性の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に伝達され、共有されるように努める。また、安全性を損なうような事態を発見したときは、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

第十三条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は、別に定めるところによる。

- 2 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、経営トップ又は必要な部局等に速やかに伝達されるように努める。
- 3 安全統括管理者は、報告連絡体制の周知を図るとともに、第一項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
- 4 自動車事故報告規則（昭和二十六年運輸省令第百四号）に定める事故、災害等が発

生した場合は、報告規則に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

(輸送の安全に関する教育及び研修)

第十四条 第五条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要な人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

(輸送の安全に関する内部監査)

第十五条 安全統括管理者は、自ら又は実施責任者を指定して、少なくとも年に一回以上、適切な時期を定めて、安全マネジメントの実施状況等輸送の安全に関する内部監査を実施する。

また、重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

- 2 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、経営トップに報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、また、必要に応じて、当面必要な是正措置又は予防措置を講じる。

(輸送の安全に関する業務の改善)

第十六条 安全統括管理者から事故、災害等に関する報告若しくは前条の内部監査の結果や改善すべき時効の報告があつた場合又は輸送の安全の確保のために必要と認められる場合は、輸送の安全確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。

- 2 悪質な法令違反等により重大な事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項について、更に高度の安全の確保のための措置を講じる。

(情報の公開)

第十七条 輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況、自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計、安全管理規程、輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置、輸送の安全に係る情報の伝達体制及びその他の組織体制、輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況、輸送の安全に関する内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置、安全統括管理者に係る情報について、毎事業年度終了後100日以内に公表する。

- 2 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告したときは、速やかに公表する。

(本条における情報公開は営業所及びバス車内への掲示の方法で行う)

(輸送の安全に関する記録の管理等)

第十八条 本規程は、業務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。

- 2 輸送に安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の概要、安全統括管理者の指示、内部監査の結果経営トップに報告した是正措置又は予防措置等を記録し、適切に保存する。
- 3 前項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報に関する記録及び保存の方法は、別に定める。

付則 本規程は平成25年10月1日より実施する

平成 29 年 6 月 15 日

九州運輸局長 殿
(国土交通大臣 石井 啓一 殿)

住 所 鹿児島県始良市東餅田 1018-7

氏名又は名称 有限会社 あいら交通

代表者名 代表取締役 佐藤 一義



安全統括管理者 選任 届出書

このたび、安全統括管理者を 選任 したので、道路運送法第22条の2第5項及び旅客自動車運送事業運輸規則第47条の6の規定に基づいて下記のとおり届け出いたします。

記

- 1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者氏名
有限会社あいら交通 代表取締役 佐藤一義
- 2 選任 した安全統括管理者の氏名及び生年月日
佐藤 一義 昭和 16 年 12 月 10 日
- 3 選任 した年月日
平成 29 年 6 月 15 日

(解任の場合)

- 4 選任した理由
最終責任の所在を統括運行管理者に統一するため

添付書類 選任した安全統括管理者が事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にあること及び旅客自動車運送事業運輸規則第47条の5に規定する要件を備えることを証する書類

